

「宗門改め」のこと (一)

「われは思ふ 末世の
邪宗 切支丹でうすの魔
法 黒船の加比丹を
紅毛の不可思議国を」

これは、北原白秋³³歳、
1908 (明治41) 年作
「邪宗門秘曲」の一節で
す。この詩は、近代化を
急ぐ当時の日本の青年が
憧れた舶来西欧文明への
(信仰とは異質の) 鮮烈
な好奇心を、異国情調豊
かに歌った近代詩です。

キリスト教は、1587
(天正15) 年、豊臣秀吉
が九州平定の帰途、博多
で発令したバレン追放
令「日本は神国たる処、
きりしたん国より邪法を
授け候儀、太だ以て然る
べからず、―彼らは牛馬
を殺して喰い、日本仁を
売買して大唐・南蛮・高
麗に売っておるのは許せ

ない曲事 (道理にそむい
たけしからぬこと) だ。
在所の者を門徒となし、
神社仏閣を打ち破る由、
前代未聞のこと。仍つて
伴天連を追放する』に端
を発し、以来長く邪教と
されました。それは徳川

幕藩体制に引き継がれ、
島原の乱後、家光は鎖国
令を発し、キリシタン
禁制はさらに強化され、
1640 (寛永17) 年に
は宗門改め (福岡藩で
は宗旨改め) 役を設置。

寺請 (邪宗の信徒でなく、
自分の寺の仏門徒である
ことを証明させる) 制度
の整備と相まって、厳格
な統制をしいたのです。
「宗門改め」は通常、
春と秋の2回行われ、村
方の典例例としては、そ
の前月に庄屋は管内の寺

の住職から所属門徒を証
する改帳の奥判 (寺証拠
を取りまとめる。当日に
は全住民が庄屋宅に集め
られ、牛王法印 (写真①)

石井坊に版木残存。神靈
の呪力を込めた護符印)
を押しした起請文 (神文)
の料紙に、記されたこと
が虚偽でないことの誓約
として、血判をする。篠
栗には、子どもたちが、
嘘をつかないことを指切
りして誓う「指きり 金
きり 鍛冶屋の息子が
指きつて しーんだ」と
歌う童唄が伝えられてい
ますが、これは大人社会
での現実の誓約です。

庄屋は住民本人である
ことを確認し、その人の
中指の爪の下に針を刺
す。10歳以下は血判免除。
病氣などで改めを受けら
れなかった者は未進判帳
に記しおき後日行なつ
た。庄屋は克明な「宗門
改帳 (宗旨人別帳)」を
作りあげ、その翌月、藩

の宗旨奉行がそれを検閲
したので。 「黒田家譜」
には1665 (寛文5)
年、宗旨奉行を初めて立
てたとあります。

この調査は時代が移る
につれて精度を上げ、現
住民だけでなく、村から
の転出者、転入者、そ
の理由を明記。さらに死
人、(邪宗門徒であるは
ずもない) 新生児の報告
まで求められ、一人も漏
らさぬ精細な「人払帳」
(人口動態調査帳) とし
て藩に提出。藩の税制の
基盤となりました。篠
栗にも「尾仲村人払帳」
1733・35 (享保18・
20) 年、「若杉村人払帳」
1799 (寛政11) 年 (写
真②) などが当時の実態
を知る貴重な資料として
残されています。

「宗門改め」は多くの
殉教者を犠牲 (いけにえ)
にしながら江戸時代を貫
いて行われ、なんと明治
維新後の新政府になって
も続き、キリシタン禁制
は諸国からの度重なる抗
議を受けて、1873 (明
治6) 年によりやく廃止
されたのでした。

【参照文献】
「黒田家譜」「山岳宗教史
修験道資料」「藩史大事
典」「高原文書」など

篠栗古文書会員
文化財専門委員
舛添 公夫

写真①



牛王法印

写真②



人払帳 (左) 若杉村、(右) 尾仲村